

働き方としての民法教員

一橋大学専任講師 小峯 庸平

I	はじめに
II	法学研究者の道との出会い
III	働き方としての民法教員
IV	現在に至るまで
V	おわりに

I. はじめに

この一橋ローレビューの読者の中に、将来大学で法律を教えたいと考えている方はいるだろうか。おそらくいないだろう。私自身もロースクールに入ったばかりの頃は、はっきりとそう考えていたわけではない。なぜなら、そこに至る道がどんなものであるか、よく分かっていなかったからだ。私がロースクールに入ってから 6 年余りの時が経過したが、その間どのような道をたどって私が現在ここにいるのかをご紹介しますことで、読者の将来の進路の選択肢の一つとして、大学教員という道があることを知っていただければと思う。

II. 法学研究者の道との出会い

ロースクールに進学した時点で私は、他の多くの学生と同様に、司法試験を受験し、実務家になることを志していた。いずれかといえば民事法の勉強を好んでいたために、弁護士あるいは(民事)裁判官になればと考えていたが、自分が教壇の上に立っている姿は、イメージしたこともなかった。

(1) はじまりは、ロースクールの講義

そんな私が法学の研究をしてみたいと思うに至ったきっかけは、ロースクールの授業だった。在籍していた東京大学法科大学院では、第 2 学年前半に民事系判例研究という授業が存在した。この授業自体は、あらかじめ選択された判例について、評釈のためのスキルを学ぶためのものだったが、この授業を担当されていた森田修教授より、自由に選択した最高裁判例について評釈せよという自由課題が課された。私がこの時選択した判例は、集合動産譲渡担保権に基づく物上代位の可能性を判示した最判平成 22 年 12 月 2 日民集 64 巻 8 号 1990 頁だった。この課題にあたった当時、この判決が出てから半年ほどしか経過して

おらず、公表されていた評釈もほとんどなく、暗闇の中を手探りで進むような感覚だったことを覚えている。森田修教授曰く、評釈というのは判例の持つ先例的意義を確定する作業であるが、そのためには、対象判例だけでなく、さらにその先例となる判例を定め、この先例との比較を行う必要がある。このときの自由課題においては、対象判例を選択したものの、どの判例を先例として、どのような軸で比較を行うか、それ自体を記した文献がほとんどない中で、自力で方針を立てる必要があった。ただ、思い返してみれば、この時初めて、自分で課題を設定し、自ら議論を組み立てることの楽しさを見出したのだろうと思う。

(2) リサーチペーパーの苦悩

判例評釈の自由課題について、森田修教授から個別に講評をいただいている最中に、この評釈を土台にリサーチペーパーを書いてみないかと提案があった。評釈を書いて楽しかったことに加えて、リサーチペーパーでは評価 A ほぼ確定で 2 単位もらえるという現実的な(?)理由もあり、リサーチペーパーに挑戦することに決めた。

振り返ってみると、ここで研究という活動の難しさを思い知らされることとなる。評釈という課題においては、対象判例を確定すれば、何をなすべきかはある程度定型的に決まっていたが、リサーチペーパーにおいては、それ以上にテーマ設定の幅も広がり、調査すべき文献の範囲もより広いものとなる。自由課題で作成した判例評釈を土台とするために、担保権の実行時期の選択の自由と集合動産譲渡担保権における担保動産を用いた営業の継続の保護のあいだの調整をテーマとして掲げたが、このテーマを論文にするための、具体的な問いの立て方に難航し、結果的には担保法と倒産法の双方を調査しなければならず、リサーチペーパー作成のために与えられた半年弱の時間の中では、十分な調査を行うことができなかった(リサーチペーパーの指導をお願いしていた森田修教授からも後日、何を言いたかったのかわからなかったとの辛辣なコメントをいただいている。)

このような次第で、自身を失っていたロースクール 2 年生当時の私は、森田修教授から、幸運にも研究者の道を志すつもりがないかと声をかけていただいていたにもかかわらず、これを社交辞令のようなものだと思い、あまり本気では受け止めていなかった。

(3) 同級生の存在

リサーチペーパーの提出と時期を同じくして、東京大学法科大学院ローレビュー編集委員の募集があった。同委員は、学生の投稿論考について、一定の水準に達しているかなど、定められた基準に合致しているかを審査し、掲載の可否を審査する業務を担当している。

自分のリサーチペーパー作成経験に基づき、同級生がどのような論文を書くのだろうかということについて深く興味を持っていた私は、審査の過程で多くの論文を査読することができるまたとない機会であると思い、委員の募集に応募した。

ここでの体験は、二つの意味で多くの経験をもたらしてくれた。第一に、投稿された論考は、極めて多種多様な分野に及び、その水準もさまざまであった。さまざまな完成度の論考を読む過程で、その中にはプロの学者の書いている論文の完成度に近いものもあった。このことにより、そのような世界と自分のいる場所が全く別世界というわけではなく(長い道のりの先にはあろうが)地続きであると感じるようになった。第二に、編集委員をともに務めた諸先輩や同級生から、様々なことを学んだ。はじめから研究者を志している委員もあり(現実には半数近くの委員がその後研究者になっている)、そのような同級生や先輩と、投稿論考の評価をめぐって議論を進めるうちに、一つの論文を評価するにも様々な視点があり、そのような考え方の違いに触れることが、知的好奇心を強く刺激されている自分に気が付いたのである。

Ⅲ. 働き方としての民法教員

このようにして法学的研究者という生き方に興味を持った私だったが、現実にはどうすればそうなれるのか、職業としての教員の働き方も分からなかったために、具体的な将来の進路としての具体的な選択肢とはなっていなかった。

これまでの自分の経験と、諸先輩方のお話を踏まえると、働き方としての民法教員の特徴はおおよそ以下の通りまとめることができる。

(1) 研究者・教育者・大学職員という三つの顔

大学の教員を職業とする場合、研究者としての顔、教育者としての顔、大学職員としての顔、という三つの顔を使い分けていくこととなる。

第一に、根幹にあるのはやはり研究者としての顔であろう。大学は教育機関であると同時に研究機関であり、各々の教員が独自に研究活動を行っている。また、学内学外を問わず研究会が組織され、複数の教員が共同で研究を行うことも多い。もっとも、後述のとおり、その内容については広い裁量が認められている。

第二に、学生の立場から見て最も親しみがあるのは教育者としての一面であろう。私自身未だ経験は浅いが、授業を実施するにあたっては、取り扱う内容の確定、教材の選定、授業全体のスケジュールの策定等、決めるべきことがさまざまある。カリキュラム上求められる内容と、学生のレベルを念頭に置き、定められた時間の中で説明を管轄させるためにレジュメ及び講義ノート(あるいは台本)を作成するのは、想像以上に時間を要するだけでなく、創造的な作業である。

第三には、大学の職員という顔が存在する。大学教員は大半が各学部(各研究科)教授会のメンバーとなり、その運営の方針について議論する。また、これだけではなく、入試の実施に関する業務や、カリキュラムの作成に関する業務等、大小様々な委員会が組織されて

おり、その構成員としての業務も存在する。

先ほどから登場している森田修教授曰く、第一に研究者であるべきである。もっとも、研究者としての顔、教育者としての顔、どちらにどれだけ注力するかは、教員ごとにさまざまであるように感じる。授業のための準備の過程で、新たな研究課題に行き当たることもあるだろうし、自らの研究の成果をいち早く公表する場として授業の場を用いるのであれば、二つの側面は相互に影響を与えるものであり、車の両輪のようなものだと見ることもできるのではないだろうか。

第三の顔についても、大学という研究教育の場を維持していくためには不可欠な業務であるが、大学の業務に忙殺される諸先輩方の顔色を見ると、やはり研究教育が本職であるということを、改めて実感するのである。

(2) 高い自律性

少なくとも私の経験に基づく限り、研究者として働くにあたっては、極めて広い裁量が与えられている。キャリアの初めのうちは、指導教員の指導を仰ぎながら研究を進めることになるが、あくまで、自らの興味関心に従った研究をするための手段や方法について指導を受けるのみであって、テーマの選定については本人の自由に委ねられている。また、方法論上の指導を受けることがあったとしても、結論を出すのは自分自身である。

働き方として、実務家との最も大きな違いはこの点にあるように感じる。実際に働いたことがあるわけではないので無責任な物言いしかできないが、弁護士であればクライアントの依頼によってテーマが定まり、主張の方向性も依頼人の利益になるように限定されることになる。裁判官であれば、結論を下す主体となることはできるが、係属した事件にテーマが拘束されることとなる。

もっとも、ここまで自由があることを強調してアピールをしてきたが、良いことばかりではない。テーマを自ら決めるということは、自分の興味関心が枯渇してしまえば、研究はそこで立ち往生してしまうことになる。調査すべき文献が大量にあり、あるいは必要な資料が見つからない場合、苦しい思いをすることになるが、なんでこんなことをしているのだろうと自問してみても、自分が面白いと思ったからという答えしか返ってこないわけである。言い換えると、どんな苦勞をしようとも責任はすべて自分に帰属する。働き方としての自由さについても同様であり、論文の執筆に力を傾けすぎた結果、現に私は締め切り当日にこうして筆を走らせている。

IV. 現在に至るまで

以上のようなことを迷いに迷って、ロースクール最終学年の10月1日、私は森田修教授の研究室のドアをノックする。こんな私だけれどこの道で生きていく資格はあるのだろうか

かと、相談に行ったつもりだったが、返ってきた返事は意外や意外、相談に来るのが遅すぎる、やるなら今この場で決めよう、というものだった。教授にとってみれば、リサーチペーパーの指導以来、気にかけていてくれており、指導の過程で勧誘をしたものの、私が断ったという形になっていた。それから、大慌てで手続きを進め、次年度の4月から東京大学で助教として採用され、無事、3年間で助教論文の執筆に取り掛かることになるのである。ここには読者諸君に伝えたい教訓が二つある。まず、(人にもよるが一般論として)教員側としては学生が研究者の道を志すことを大いに期待しているようである。自身を過小評価してチャンスを逃すこと程もったいないことはない。つぎに、少しでも気になっているなら気軽に早めに仲の良い教員に相談しておくのが良い、ということである。

その後の私の人生はというと、様々なトレーニングを通じて論文執筆の基本的な手法を学び、3年間で一本の論文を書き上げ、この拙い論文を幸いにも評価していただけた一橋大学に講師として採用されて現在に至っている。助教として採用されていた3年間は、教育活動や大学の事務的業務から手厚く保護され、給与を受け取りながら研究活動に専念することのできるという、極めて恵まれた環境に身を置くことができた。一橋大学でも、漸く同様の趣旨の特任助教というポストが整備され、ロースクール修了生のリクルート体制が強化されている。

V. おわりに

回顧録のような日記のような拙い文章に最後までお付き合いいただいた読者には尊敬の念を禁じ得ないが、結局のところ、言いたいことを簡単にまとめると以下のようなになる。実務家を志してロースクールに入った私のような学生であっても、レポート一本をきっかけに気づけば大学の教員になっていた。この間には、森田修教授をはじめとする教員との出会いはもちろん、同じ道を志すことになった同級生や先輩との出会いが不可欠な要素として作用している。少しでも興味を持っていただけたのなら、司法試験に一直線に向かったその目線を、ほんの少し横に広げてみていただけると幸いである。